



Vol.25

弁護士 向井 蘭
狩野・岡・向井法律事務所

★管理職者の未払い残業代について

近年、中国経済の減速などの影響で管理職の賃金カットやリストラが話題となっています。管理職者が会社とトラブルになる労働紛争案件が増え、多くの案件は労働仲裁などで争うこととなります。

管理職者の請求は賃金カットやリストラ問題だけではなく、在職中に請求しなかった残業代も労働仲裁などで請求するケースが多くみられます。

以前のニュースレターでも述べましたが、未払い残業代の消滅時効はなく、労働仲裁で管理職者が十数年分の残業代を請求することもあり、金額は膨大なものとなります。

また、管理職だからこそ自分の残業事実を立証できる資料や証拠を簡単に手に入れることができます。

会社は労働仲裁や裁判に負けて高額な残業代を支払うケースもあります。

在職中に高額な給与を貰っているのになぜ残業代が請求できるのかと疑問をお持ちの方もいらっしゃるかもしれませんが、現行法では管理職でも残業代が発生します。

日本でも、名ばかり管理職が問題になりましたが、中国でも管理職は残業代が発生しないと誤解されていることが多いようです。

実際に管理職は標準労働時間制を適

用すれば法的に残業代が発生しますので、「管理職だから残業代は発生しない」という反論は通りません。

そのため、管理職については事前に不定時労働時間制度の適用を申請する必要があります。

管理職については、現在は地方にもありますが、「管理職」と名前が付けば全て不定時労働時間制度の適用を受けるわけではなく、人員構成、職責等から一定の地位以上にあると地方の労働局に認めてもらう必要があります。

また、残業代を請求する管理職者の多くは、退職時、会社に対して何らかのマイナスの感情を持っており、法的には未払い残業代の請求であっても、実際は経済補償金の割増、もしくは慰謝料として請求することが多いようです。

法的に未払い残業代のリスクがある場合、不定時労働時間制度の申請も必要ですが、特に管理職については円満な退職を目指す必要があります。

お気軽にご相談下さい (10:00~17:00)

狩野・岡・向井法律事務所

TEL 03-3288-4981 / FAX 03-3288-4982